|  |
| --- |
| **弁護士法人三宅法律事務所　渡邉雅之作成****ご連絡なくご利用いただいて構いませんが、内容については保証しません。****【御連絡先】****弁護士法人三宅法律事務所　渡邉雅之****Email:****m-watanabe@miyake.gr.jp****TEL：03-5288-1021（代表）** |

**個人情報取扱規程**

**第１章　総則**

（目的）

**第１条**　本規程は、当社（当社の役員、従業者を含む。以下同じ。）が、「法」（第２条第18項に定義する法をいう。）、「政令」（第２条第19項に定義する政令をいう。）、「規則」（第２条第20項に定義する規則をいう。）及び「ガイドライン」（第２条第21項に規定するガイドラインをいう。）に基づき、当社の取り扱う個人データ（第２条第６項に定義する個人データをいう。）、仮名加工情報（第２条第11項に定義する仮名加工情報をいう。）、匿名加工情報（第２条第15項に定義する匿名加工情報をいう。）の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、「特定個人情報等取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。

（定義）

**第２条**　この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。[[1]](#footnote-1)

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識できない方式をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて評された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）[[2]](#footnote-2)

②個人識別符号が含まれるもの[[3]](#footnote-3)

２　「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、法（法が委任する令及び規則を含む。）において定めるものをいう[[4]](#footnote-4)。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの[[5]](#footnote-5)

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの[[6]](#footnote-6)

３　「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法（法が委任する令及び規則を含む。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。[[7]](#footnote-7)

４　「個人情報データベース等」とは、(i)特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び(ii)これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいい、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして次のいずれにも該当するものを除く。[[8]](#footnote-8)

①不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

②不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。

③生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

５ 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。[[9]](#footnote-9)

① 　国の機関

② 　地方公共団体

③ 　独立行政法人等（独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人その他の法に定める独立行政法人等をいう。）[[10]](#footnote-10)

④ 　地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成15年法律第118号）第２条第１項 に規定する地方独立行政法人をいう。）

６　「個人データ」とは、個人情報のうち、個人情報データベース等を構成するものをいう。[[11]](#footnote-11)

７　「保有個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の権限を有するものであって、以下のものを除く。[[12]](#footnote-12)

①当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

②当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

③当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

④当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

８　「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報（法に規定する仮名加工情報をいう。）及び匿名加工情報（法に規定する匿名加工情報をいう。）のいずれにも該当しないものをいう。[[13]](#footnote-13)

９　「個人関連情報データベース等」とは、①「個人関連情報」を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、②これに含まれる「個人関連情報」を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。[[14]](#footnote-14)

10　「個人関連情報取扱事業者」とは、「個人関連情報データベース等」を事業の用に供している者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいいう。[[15]](#footnote-15)

11　「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて 当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。[[16]](#footnote-16)

① 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

 ② 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

12 「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項により行われた加工の方法に関する情報をいう。

13　「仮名加工情報データベース等」とは、①「仮名加工情報」を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、これに含まれる「仮名加工情報」を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。[[17]](#footnote-17)

14　「仮名加工情報取扱事業者」とは、「仮名加工情報データベース等」を事業の用に供している者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいう。[[18]](#footnote-18)

15　「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて 当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。[[19]](#footnote-19)

①　第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

② 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

16　「加工方法等情報」とは、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工方法のこと（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。[[20]](#footnote-20)

17　「匿名加工情報データベース等」とは、①「匿名加工情報」を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または、これに含まれる「匿名加工情報」を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。[[21]](#footnote-21)

18　「匿名加工情報取扱事業者」とは、「匿名加工情報データベース等」を事業の用に供している者で、国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除いたものをいう。[[22]](#footnote-22)19　個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。[[23]](#footnote-23)

20　「従業者」とは、当社の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。[[24]](#footnote-24)

21　「事務取扱責任者」とは、当社の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。

22　「部門責任者」とは、各部門該門における個人データの管理に関する責任を負う者をいう。

23　「事務取扱担当者」とは、当社内において、個人データを取り扱う事務に従事する者をいう。

24　「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。[[25]](#footnote-25)

25　「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。[[26]](#footnote-26)

26　「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。

27　「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）をいう。

28　「規則」とは、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号）をいう。

29　「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第６号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第７号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第８号）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第９号）を総称したものをいう。

**第２章　安全管理措置[[27]](#footnote-27)**

**第１節　組織的安全管理措置**

（事務取扱責任者等）[[28]](#footnote-28)

**第３条**　【総務部】を当社における個人データの取扱いに関する責任部署とする。

２　当社に、事務取扱責任者１人を置く。

３　事務取扱責任者には、【総務部長】をもってこれに充てるものとする。

４　部門責任者には、個人データを取り扱う各部における部長がその任にあたる。

（事務取扱責任者等の任務） [[29]](#footnote-29)

**第４条**　事務取扱責任者は、当社における個人情報の取得及び個人データの保護管理に関する業務を統括するとともに、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

２　事務取扱責任者は、次の業務を所掌する。

①　本規程及び委託先の選定基準の承認及び周知

②　個人データの安全管理に関する教育・研修の企画・実施

③　個人データの利用申請の承認及び記録等の管理

④　管理区域及び取扱区域の設定

⑤　個人データの取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理

⑥　個人データの取扱状況の把握

⑦　委託先における個人データの取扱状況等の監督

⑧　その他当社における個人データの安全管理に関すること

３　部門責任者である各部門における部長は、当該門における個人情報の取得及び個人データを適切に管理する任に当たり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努める責任を負う。[[30]](#footnote-30)

４　事務取扱責任者は、法令遵守の観点から、各部門の部門責任者に対して指導、助言する。[[31]](#footnote-31)

（事務取扱担当者等の監督）[[32]](#footnote-32)

**第５条**　事務取扱責任者は、個人データが本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

２　各部門の部門責任者は、当該各部門の事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行い、事務取扱責任者に対して必要な報告を行う。

（事務取扱担当者の責務）[[33]](#footnote-33)

**第６条** 　事務取扱担当者は、当社の個人データの取扱い又は委託処理等、個人データを取扱う業務に従事する際、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、本規程及びその他の社内規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

２　事務取扱担当者は、個人情報の漏えい等、法、政令及び規則又はその他の関連法令、ガイドライン、本規程又はその他の社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに所属部門の部門責任者又は事務取扱責任者に報告するものとする。所属部門の事務取扱担当者から、当該報告を受けた部門責任者は速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。[[34]](#footnote-34)

（本規程に基づく運用状況の記録）[[35]](#footnote-35)

**第７条**　事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につき、項目①・②・④については、「個人データの運用状況記録票」（別紙１）により、項目③については、「個人データ持ち運び記録簿」（別紙５）により記録するものとする。項目⑤については、委託先から受領した証明書等により、項目⑥については別途情報システムのログにより、確認するものとする。

① 個人情報の取得及び個人情報データベース等ファイルへの入力状況

② 個人情報データベース等の利用・出力状況の記録

③ 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況

④ 個人情報データベース等の削除・廃棄記録

⑤ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

⑥ 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

※導入したシステムのログで上記各事項が記録される場合は、下記のような規定も考えられる。

　事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、システム上で下記の事項をログとして記録する。（ただし、項目⑤については、委託先から受領した証明書等により確認するものとする。）

① 個人情報の取得及び個人情報データベース等への入力状況

②　個人情報データベース等の利用・出力状況の記録

③個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況

④ 個人データ等の削除・廃棄記録

⑤ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等

⑥ 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

（取扱状況の確認手段）[[36]](#footnote-36)

**第８条**　事務取扱担当者は、個人情報データベース等の取扱状況を確認するための手段として、「個人情報管理台帳」（別紙２）に以下の事項を記録するものとする。なお、個人情報管理台帳には、個人データ自体は記載しないものとする。

①　個人情報データベース等の種類、名称

②　個人データの範囲

③　利用目的

④　記録媒体

⑤　保管場所（管理区域）

⑥　責任者

⑦　取扱部署

⑧　事務取扱担当者（アクセス権者）

⑨　保存期間

⑩　削除・廃棄方法

（情報漏えい事態への対応）[[37]](#footnote-37)

**第９条** 個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事態の発生した場合の対応は、法[[38]](#footnote-38)に基づき、別途定める「情報漏えい事案等対応手続」に定めるところによる。

（苦情への対応）

**第10条**　事務取扱担当者は、法、ガイドライン又は本規程に関し、本人から苦情の申出を受けた場合には、その旨を部門責任者に報告する。報告を受けた部門責任者は、適切に対応するものとする。

（取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し）[[39]](#footnote-39)

**第11条**　事務取扱責任者は、【１年に１回以上の頻度で】又は臨時に第７条に規定する個人データの運用状況の記録及び第８条に規定する個人情報データベース等の取扱状況の確認を実施しなければならない。

２　事務取扱責任者は、前項の確認の結果及び次条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

（監査）[[40]](#footnote-40)

**第12条**　【監査部長】は、別紙３に定めるモニタリングシートに基づき、当社の個人データの適正な取扱いその他法令及び本規則の遵守状況について検証し、その改善を事務取扱責任者及び各部の部門責任者に促す。

【２　外部監査人は、当社の個人データの適正な取扱いその他法令及び本規則の遵守状況について定期的に監査する。】

**第２節　人的安全管理措置**

（教育・研修）[[41]](#footnote-41)

**第13条**　事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

２　従業者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。

３　当社は、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

**第３節　物理的安全管理措置**

（個人データを取り扱う区域の管理）　[[42]](#footnote-42)

**第14条**　当社は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

①　管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。なお、入退室管理については、【各部の執務室の入口への】ICカードシステムの設置による。

【なお、入退室管理については、別紙４に定める入退室管理簿への記録による。】

【なお、入退室管理については、別紙４に定める鍵貸出管理台帳への記録による。】

②　取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫等をすることにより、権限を有しない者による個人データの閲覧等を防止する。

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）[[43]](#footnote-43)

**第15条**　当社は管理区域及び取扱区域における個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

①　個人データを取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

②　個人データを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

※以下のような規定も考えられる。

当社において個人データを取り扱う情報システムは、外部ネットワークから遮断された専用のノートパソコンに限り、業務において使用しない際には、施錠できるキャビネットに保管する。

（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止）[[44]](#footnote-44)

**第16条**　当社は個人データが記録された電子媒体又は書類等の持ち運び（個人データを、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持ち運び」とは、個人データを、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持ち運びに該当するものとする。

①　個人データに係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

②　利用目的の範囲で個人データを利用する場合

２　前項により個人データが記録された電子媒体又は書類等の持ち運びを行う場合には、「個人データ持ち運び記録簿」（別紙５）に記録するとともに、以下の安全策を講じるものとする。

(1)個人データが記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法

①　持ち運びデータの暗号化

②　持ち運びデータのパスワードによる保護

③　施錠できる搬送容器の使用

④　追跡可能な移送手段の利用

(2)個人データが記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法

①　封緘、目隠しシールの貼付（各部署の事務取扱担当者から他の部署の事務取扱担当者に個人データが記載された書類等を移送する場合を含む。）

（個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄）[[45]](#footnote-45)

**第17条**　個人データの廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

①　事務取扱担当者は、個人データが記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

②　事務取扱担当者は、個人データが記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。

③　事務取扱担当者は、個人情報データベース等中の個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。

④　個人データを取り扱う情報システムにおいては、法令及び当社が別途定める保存期間期間経過後の毎年度末に個人データを削除するよう情報システムを構築するものとする。

⑤　個人情報が記載された書類等については、当該関連する書類等について当社が別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。

２　事務取扱担当者は、個人データ若しくは個人情報データベース等を削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、別紙１の「個人データの運用状況記録票」に記録するものとする。削除・廃棄の記録としては、個人情報データベース等の種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、当該個人データ自体は含めないものとする。

**第４節　技術的安全管理措置**

（アクセス制御）[[46]](#footnote-46)

**第18条**　個人データへのアクセス制御は以下のとおりとする。

① 個人情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。

② 個人データと紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

③ ユーザーＩＤに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

（アクセス者の識別と認証）[[47]](#footnote-47)

**第19条**　個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーＩＤ、パスワード、磁気・ＩＣカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づく認証するものとする。

（外部からの不正アクセス等の防止）[[48]](#footnote-48)

**第20条**　当社は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。【なお、当事務所において個人データを取り扱う情報システムは、外部ネットワークから遮断された専用のノートパソコンに限り、業務において使用しない際には、施錠できるキャビネットに保管する。】

① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。

② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。

③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。

④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。

⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

（情報システムの使用に伴う漏えい等の防止）[[49]](#footnote-49)

**第21条**　当社は、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するために以下の措置を講じ、適切に運用するものとする。

①　情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む。）。

②　個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する。

③　移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

**第５節　外的環境の把握**

（外的環境の把握）[[50]](#footnote-50)

**第22条**当社が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

**第３章　個人情報の取扱い**

**第１節　個人情報の取得・保有等**

（利用目的の特定）[[51]](#footnote-51)

**第23条**　当社は、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

２　当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。[[52]](#footnote-52)

（利用目的による制限）[[53]](#footnote-53)

**第24条**　当社は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

２　当社は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

３　前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　法令に基づく場合

二 　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（利用目的の通知等） [[54]](#footnote-54)

**第25条**　当社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３ 　当社は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４ 　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者）である場合／学術研究機関等に個人データを提供する場合には令和３年改正法の施行後に以下の例外を追加する。[[55]](#footnote-55)

五　【学術研究機関等である場合】当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

六　【個人データの提供先が学術研究機関等である場合】学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利履歴を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）】

（不適正な利用の禁止）[[56]](#footnote-56)

**第26条**　当社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないものとする。

（適正な取得） [[57]](#footnote-57)

**第27条**　当社は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しないものとする。

２　当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。[[58]](#footnote-58)

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【個人情報取扱事業者が学術研究機関等又は学術研究機関から要配慮個人情報を取得する場合には以下の規定を追加。[[59]](#footnote-59)

〇　【学術研究機関等である場合】要配慮個人を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

〇　【学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合】学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）】

五　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国における学術研究機関、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体に相当する者により法において認められる範囲内で公開されている場合[[60]](#footnote-60)

六　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

七　法第23条第５項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

（データ内容の正確性の確保等） [[61]](#footnote-61)

**第28条**　当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

**第２節　第三者提供の制限**

（第三者提供の制限）[[62]](#footnote-62)

**第29条** 　当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。[[63]](#footnote-63)

一 　法令に基づく場合

二 　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合又は提供先の第三者が学術研究機関等である場合は以下の規定を追加。】[[64]](#footnote-64)

五　【個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合】当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

六　【個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合】当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）】

七　【提供先の第三者が学術研究機関等である場合】当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

２　当社は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報、第26条第１項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法に基づき本項の方法により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を除く[[65]](#footnote-65)。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、規則に定める所定の方法により、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。[[66]](#footnote-66)

一 　当社の名称、住所及び代表者の氏名

二　 第三者への提供を利用目的とすること。

三 　第三者に提供される個人データの項目

四　 第三者に提供される個人データの取得方法

五 　第三者への提供の方法

六 　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七　本人の求めを受け付ける方法

八　第三者に提供される個人データの更新の方法[[67]](#footnote-67)

九　当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日[[68]](#footnote-68)

３　当社は、前項第１号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第３号から第５号まで、第７号乃至第９号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。[[69]](#footnote-69)

４　個人情報取扱事業者は、第２項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届け出があった場合も、同様とする。[[70]](#footnote-70)

５ 　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第１項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。[[71]](#footnote-71)

一 　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

６ 当社は、前項第３号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。[[72]](#footnote-72)

（外国にある第三者への提供の制限）[[73]](#footnote-73)

**第30条**　前条にかかわらず、当社が外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）にある第三者に個人データを提供する場合は、前条第１項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得なければならない。この場合、あらかじめ本人に対し、①当該外国の名称、②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、及び③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を提供しなければならない。[[74]](#footnote-74)

２　前項にかかわらず、当社が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則で定める外国にある第三者に個人データを提供する場合には、前条を適用するものとする。[[75]](#footnote-75)

３　第１項及び前項にかかわらず、外国にある事業者が適切かつ合理的な方法により、法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置（以下「相当措置」という。）を講じている場合であって、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供することとされている場合には、前条を適用するものとする。

４　前項における「適切かつ合理的な方法」、「相当措置」、「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」、及び「本人の求めに応じて当該本人に提供する必要な措置の情報」は、別紙６に規定するところに従う。[[76]](#footnote-76)

（第三者提供をする際の記録）[[77]](#footnote-77)

**第31条**　当社は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供に係る記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第29条第１項各号に該当する場合又は同条６項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

２　第三者に個人データの提供をする場合の記録の作成方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法によるものとする。[[78]](#footnote-78)

３　前項の記録は、次項又は第５項に該当する場合を除き、第三者から個人データの提供をした都度、速やかに作成しなければならない。[[79]](#footnote-79)

４　第２項の記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第27条第２項から第５項までの方法により個人データの提供を受けた場合を除く。）をしたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。[[80]](#footnote-80)

５　第２項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。[[81]](#footnote-81)

６　第28条第２項から第５項までに基づき個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録するものとする。[[82]](#footnote-82)

① 当該個人データを提供した年月日

② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④ 当該個人データの項目

７　第28条第１項又は前条に基づく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録するものとする。[[83]](#footnote-83)

① 本人の同意を得ている旨

② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④ 当該個人データの項目

８　第６条及び前項の記載事項のうち、第２項から第５項までの方法により作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。[[84]](#footnote-84)

９　当社は、第６項から前項までの規定により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。[[85]](#footnote-85)

|  |  |
| --- | --- |
| 場合 | 保存期間 |
| ①　本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間 |
| ②　個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間 |
| ③　上記①又は②以外の場合 | 当該記録を作成した日から３年間 |

（第三者提供を受ける際の確認及び記録）[[86]](#footnote-86)

**第32条**　当社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第29条第１項各号に該当する場合又は同条６項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。[[87]](#footnote-87)

①　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の指名

②　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

２　当社は、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。[[88]](#footnote-88)

|  |  |
| --- | --- |
| 場合 | 方法 |
| ①　前項１号に該当する事項 | 個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法 |
| ②　前項２号に該当する事項 | 個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法 |

３　前項にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して前項の方法による確認（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う場合は、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項の内容が同一であることの確認を行う方法によるものとする。[[89]](#footnote-89)

４　当社は、前３項に基づく確認を行ったときは、以下の区分に応じて以下の事項を記録しなければならない。

　一　第29条第２項から第５項までの方法により個人データの提供を受けた場合[[90]](#footnote-90)

①　個人データの提供を受けた年月日

②　当該第三者の氏名又は名称

③　当該第三者の住所

④　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

⑥ 　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

⑦ 　当該個人データの項目

⑧ 　法に基づき個人情報保護委員会による公表がされている旨

　二　第29条第１項又は第30条第1項に基づく本人の同意を得て第三者に提供した場合[[91]](#footnote-91)

①　本人の同意を得ている旨

②　当該第三者の氏名又は名称

③　当該第三者の住所

④　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

⑥ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

⑦ 当該個人データの項目

三　個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合[[92]](#footnote-92)

①　当該第三者の氏名又は名称

②　当該第三者の住所

③　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

④　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

⑤ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

⑥ 当該個人データの項目

５　前項各号の記載事項のうち、既に作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。[[93]](#footnote-93)

６　第４項の記録は、次項又は第８項に該当する場合を除き、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。[[94]](#footnote-94)

７　第４項の記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第28条第２項から第５項までの方法により個人データの提供を受けた場合を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。[[95]](#footnote-95)

８　第４項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。[[96]](#footnote-96)

９　当社は、第４項又第５項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。[[97]](#footnote-97)

|  |  |
| --- | --- |
| 場合 | 保存期間 |
| ①　本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間 |
| ②　個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合 | 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間 |
| ③　上記①又は②以外の場合 | 当該記録を作成した日から３年間 |

（個人関連情報取扱事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合）[[98]](#footnote-98)

**第33条**　当社は、個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定される場合は、第29条第１項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。[[99]](#footnote-99)

２　当社は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。[[100]](#footnote-100)

３前項の本人の同意の取得は、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法によるものとする。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によるものとする。[[101]](#footnote-101)

３　当社は、個人関連情報の提供元である個人関連情報取扱事業者から第１項の同意を取得したことの確認が求められた場合は、口頭、書面その他適切な方法で申告するものとする。この場合、当社は、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならないものとする。[[102]](#footnote-102)

４　当社は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、「当該第三者（提供元の個人関連情報取扱事業者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を確認しなければならない。[[103]](#footnote-103)確認方法は、提供元の個人関連情報取扱事業者から申告を受ける方法その他の適切な方法によるものとする。既に当該確認方法により確認を行い、次項に規定する方法により作成し、かつ、その時点において記録している記録に記録された事項と同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。[[104]](#footnote-104)

５　個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、第１項の規定による個人関連情報の提供（第29条第１項各号に該当する場合を除く。）を受けて個人データとして取得する場合は、以下のとおり記録するものとする。[[105]](#footnote-105)

（１）記録をする媒体[[106]](#footnote-106)

個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

（２）記録を作成する方法[[107]](#footnote-107)

ア．原則[[108]](#footnote-108)

原則として、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する都度、速やかに、記録を作成しなければならない。

イ．一括して記録を作成する場合[[109]](#footnote-109)

一定の期間内に特定の事業者から継続的に又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

ウ．契約書等の代替手段による方法[[110]](#footnote-110)

本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

（３）記録事項[[111]](#footnote-111)

①本人の同意が得られている旨

②当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名

③当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

④当該個人関連情報の項目

（４）記録事項の省略[[112]](#footnote-112)

上記（２）の方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

６　前項により作成した記録の保存期間は以下のとおりとする。[[113]](#footnote-113)

|  |  |
| --- | --- |
| **場合** | **記録の保存期間** |
| 本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合（契約書等の代替手段の方法により記録を作成した場合） | 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して１年を経過する日までの間 |
| ②当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（オプトアウトの方法による提供を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれる場合（一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合） | 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して３年を経過する日までの間 |
| 上記①・②以外の場合 | ３年 |

**第４章　保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理**

（個人情報保護窓口の設置等）

**第34条**　保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を【総務部】に置き、当社における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

２　相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

①住所

〒〇〇〇－〇〇〇〇　　〇県〇市〇－〇－〇

株式会社〇〇　総務部　個人情報保護相談窓口

②電話番号　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

③受付時間　月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

9時30分～12時、13時～16時30分

（保有個人データに関する事項の公表等）[[114]](#footnote-114)

**第35条**　当社は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、「個人情報保護基本方針」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行うこと（第３号については、「保有個人データの開示等の請求手続」としてホームページに掲載する。）、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

一　当社の名称、住所及び代表者の氏名

二　全ての保有個人データの利用目的（第25条第４項第１号から第３号[[115]](#footnote-115)までに該当する場合を除く。）

三　利用通知の求め（次項）又は開示請求（次条第１項、同条第５項において準用する場合を含む。）、訂正等の請求（第37条１項）、利用停止等の請求（第37条第１項、第２項、第４項）に応じる手続（手数料の額を含む。）

四　保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）[[116]](#footnote-116)

五　当社が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

【六　当社が加盟する認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先】[[117]](#footnote-117)

２ 当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 　第24条第４項第１号から第３号までに該当する場合

３ 　当社は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（保有個人データの開示）[[118]](#footnote-118)

**第36条**　本人からの当該本人が識別される保有個人データ開示の請求の方法は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他当社が定める方法とする。[[119]](#footnote-119)

２　当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示に係る請求を受けたときは、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 　当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 　他の法令に違反することとなる場合

３ 当社は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、又は第１項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、当社は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。[[120]](#footnote-120)

４　他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

５　第１項から第３項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第30条第１項及び第31条第３項の記録（次の各号に掲げるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）について準用する。[[121]](#footnote-121)

一　当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（保有個人データの訂正等）[[122]](#footnote-122)

**第37条**　当社は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

２　当社は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。この場合、当社は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。[[123]](#footnote-123)

（保有個人データの利用停止等）[[124]](#footnote-124)

**第38条**　当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第24条の規定（利用目的の制限）に違反して取得されているという理由、第26条の規定（不適正な利用の禁止）、第27条（適正な取得）の規定に違反して取り扱われたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

２　当社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第29条第１項又は第30条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　当社は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、当社は本人に対して、当該通知においてその理由を説明するものとする。

４ ①当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、②当該が識別される保有個人データに係る第９条（情報漏えい事態への対応）に規定する事態のうち、法の規定に違反する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であって、本人から当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求があった場合、これに応じるものとする。[[125]](#footnote-125)

５　当社は、本人から前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。[[126]](#footnote-126)

（開示等の請求等に応じる手続）[[127]](#footnote-127)

**第39条**　当社は、利用通知の求め（次項）又は開示請求（次条第１項、同条第５項において準用する場合を含む。）、訂正等の請求（第37条１項）、利用停止等の請求（第37条第１項、第２項、第４項）（以下「開示等の請求等」という。）に関して、以下の手続のとおり応ずるものとする。

一　相談窓口への郵送

本人に対して、以下のものを相談窓口宛に郵送することを求める。

①「保有個人データ開示等請求書」（別紙７）

②本人確認書類

③手数料等相当分の郵便切手

二　本人確認手続・本人確認書類

本人確認は以下の本人確認書類の写しを確認することによる。

①運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（個人番号の記載された面は送付しないことを求める。）等の官公庁が発行した顔写真付き本人確認書類の写し・・・１点の送付を求める

②健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類の写し・・・２点の送付を求める[[128]](#footnote-128)

三　手数料等[[129]](#footnote-129)

本人から開示等の請求等があった場合、１つの請求につき、次の手数料等を郵便切手により収受する（複数の請求が同時にある場合はその合計金額に相当する郵便切手を収受する。）。なお、開示等の請求等に応じられない場合も手数料等は返金しないものとする。郵便制度が変更された場合、下記の手数料等を変更するものとする。

①開示請求（郵便による回答）

（ア）事務手数料（１件）……【　】円[[130]](#footnote-130)

（イ）郵便料金 ……84円

（ウ）簡易書留料金 ……320円

合計【　　　】円

②利用目的の通知、訂正等、利用停止等請求（郵便による回答）

（ア）郵便料金 ……84円

（イ）簡易書留料金 ……320円

合計404円

四　代理人による開示等の請求等の場合

開示等の請求等をする者が、未成年、成年被後見人等の本人の法定代理人、本人から委任を受けた本人が指定した任意代理人である場合、第２号に掲げる書類のほか、次の書類を郵送させるものとする。

①代理権を確認するための書類

ア　法定代理人の場合

（ア）未成年の場合

本人の戸籍抄本又は扶養家族が記入された保険証(写)

（イ）成年被後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条に規定する登記証明事項

イ　任意代理人の場合

委任状（別紙８）及び本人の印鑑登録証明書

②代理人の本人確認をするための本人確認書類

代理人について第３号に掲げる本人確認書類を求める。

２ 当社は、開示等の請求等を受け付けたときは、当該受け付けをした日から起算して１週間以内[[131]](#footnote-131)に、請求に係る可否について決定する。

３　当社は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、「保有個人データ開示等決定通知書」（別紙９）の送付により通知する。

４ 当社は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、「保有個人データ不開示等決定通知書」（別紙10）の送付により通知する。

５　当社は、第３項の「保有個人データ開示等決定通知書」（別紙９）及び前項の「保有個人データ不開示等決定通知書」（別紙10）が請求者である本人又は代理人に対して２週間以内に送付するよう努めるものとする。[[132]](#footnote-132)【これらの通知が諸事情により、請求者である本人又は代理人に２週間以内に送付することが困難である場合は、事前に当該請求者である本人又は代理人に連絡をするよう努めるものとする。】

（苦情処理） [[133]](#footnote-133)

**第40条**　当社は、当社における保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

２　苦情処理に関する当社の態勢整備は、第10条に定めるところに従う。

**第５章　個人データの委託の取扱い**

（委託先における安全管理措置）[[134]](#footnote-134)

**第41条**　当社は、個人データの全部又は一部の委託する場合には、当社自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

２　前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。[[135]](#footnote-135)

（１）委託先の適切な選定

（２）委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

（３）委託先における個人データの取扱状況の把握

３　前項第１号の「委託先の適切な選定」に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」で委託元に求められるものと同等であることを確認するため、同ガイドライン「8（（別添）講ずべき安全管理措置の内容）」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。[[136]](#footnote-136)

４　第２項第３号の「委託先における個人データの取扱状況の把握」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。[[137]](#footnote-137)なお、外国にある第三者に委託をする場合には、別紙８（「適切かつ合理的な方法」及び「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」）に定める規定等も盛り込むものとする。

①秘密保持義務に関する規定

②事業所内からの個人データの持出しの禁止

③個人データの目的外利用の禁止

④再委託における条件

⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

⑥委託契約終了後の個人データの返却又は廃棄に関する規定

⑦従業者に対する監督・教育に関する規定

⑧契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定

⑨個人データを取り扱う従業者の明確化に関する規定

⑩委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

５　当社は、委託先の管理については、【総務部】を責任部署とする。

６　当社は、委託先において個人データの安全管理が適切に行われていることについて、【１年に１回以上の頻度で】及び必要に応じてモニタリングをするものとする。

７　当社は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに当社に報告される体制になっていることを確認するものとする。

８　委託先は、当社の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データの全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

９　当社は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

10　当社は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第４項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

**第６章　匿名加工情報及び仮名加工情報**

**第１節　削除情報等及び加工方法等情報の安全管理措置[[138]](#footnote-138)**

（削除情報等及び加工方法等情報を取り扱う者の権限及び責任の明確化）[[139]](#footnote-139)

**第42条**　【〇〇部】を当社における削除情報等及び加工方法等情報の取扱いに関する統括部署とする。

２　当社に、削除情報等・加工方法等情報取扱責任者１人を置く。

３　削除情報等・加工方法等情報取扱責任者には、【〇〇部長】をもってこれに充てるものとする。

４　削除情報等・加工方法等情報取扱責任者は、削除情報等及び加工方法等情報を取扱う業務において以下の役割を担う。

①本規程の整備とこれに従った運用

②削除情報等及び加工方法等情報に関する従業員の教育

③削除情報等及び加工方法等情報の取扱状況を確認する手段の整備

④削除情報等及び加工情報等情報の取扱状況の把握

⑤削除情報等及び加工方法等情報に関する安全管理措置の評価、見直し及び改善

５　削除情報等・加工方法等情報取扱責任者は、法令遵守の観点から、各部門の部門責任者に対して指導、助言する。

６　削除情報等及び加工方法等情報を取り扱うことができる者を【〇〇部員】に限定し、削除情報等・加工方法等情報取扱担当者とする。

（教育・研修）[[140]](#footnote-140)

**第43条**　削除情報等・加工方法等情報取扱責任者は、削除情報等及び加工方法等情報の取扱いに関して、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、削除情報等・加工方法等情報取扱担当者その他の従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

２　従業者は、削除情報等・加工方法等情報取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に削除情報等・加工方法等情報取扱責任者が定める。

３　当社は、削除情報等及び加工方法等情報についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

（取扱状況の確認手段）[[141]](#footnote-141)

**第44条**　削除情報等・加工方法等情報取扱責任者は、削除情報等及び加工方法等情報の取扱状況を確認するための手段として、「削除情報等・加工方法等情報管理台帳」（別紙１）にそれぞれ以下の事項を記録するものとする。

①　削除情報等及び加工方法等情報の種類、名称

②　削除情報等及び加工方法等情報の範囲

③　利用目的

④　記録媒体

⑤　保管場所（管理区域）

⑥　責任者

⑦　取扱部署

⑧　事務取扱担当者（アクセス権者）

⑨　保存期間

⑩　削除・廃棄方法

（取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善）[[142]](#footnote-142)

**第45条**　削除情報等・加工方法等情報取扱責任者は、【１年に１回以上の頻度で】又は臨時に前条に規定する削除情報等及び加工方法等情報の取扱状況の確認を実施しなければならない。

２　削除情報等・加工方法等情報取扱責任者は、前項の確認の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

（削除情報等・加工方法等情報を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止）[[143]](#footnote-143)

**第46条**　当社は削除情報等及び加工方法等情報を取り扱う権限を有しない者による閲覧等を防止するため、管理区域については入退室管理のためにICカードシステムを設置する。また、取扱区域については削除情報・加工方法等情報取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫等をすることにより、権限を有しない者による削除情報等及び加工方法等情報の閲覧等を防止する。

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）[[144]](#footnote-144)

**第47条**　当社は管理区域及び取扱区域における削除情報等及び加工方法等情報を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

①　削除情報等及び加工方法等情報を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

②　削除情報等及び加工方法等情報を取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

※以下のような規定も考えられる。

当社において削除情報等及び加工方法等情報を取り扱う情報システムは、外部ネットワークから遮断された専用のノートパソコンに限り、業務において使用しない際には、施錠できるキャビネットに保管する。

（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止）[[145]](#footnote-145)

**第48条**　当社は削除情報等又は加工方法等情報が記録された電子媒体又は書類等の持出し（削除情報等又は加工方法等情報を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。）は禁止する。なお、「持ち運ぶ」とは、削除情報等又は加工方法等情報を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持出しに該当するものとする。

２　前項により削除情報等又は加工方法等情報が記録された電子媒体又は書類等の持ち運びを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。

(1)削除情報等又は加工方法等情報が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法

①　持出しデータの暗号化

②　持出しデータのパスワードによる保護

③　施錠できる搬送容器の使用

④　追跡可能な移送手段の利用

(2)削除情報等又は加工方法等情報が記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法

①　封緘、目隠しシールの貼付

（削除情報等及び加工方法等情報の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄）[[146]](#footnote-146)

**第49条**　削除情報等及び加工方法等情報の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

①　削除情報等・加工方法等情報取扱担当者は、削除情報等及び加工方法等情報が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。

②　削除情報等・加工方法等情報取扱担当者は、削除情報等及び加工方法等情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。

③　削除情報等・加工方法等情報取扱担当者は、削除情報等及び加工方法等情報を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。

④　削除情報等及び加工方法等情報を取り扱う情報システムにおいては、法令及び当社が別途定める保存期間経過後の毎年度末に加工方法等情報を削除するよう情報システムを構築するものとする。

⑤　削除情報等及び加工方法等情報が記載された書類等については、当該関連する書類等について当社が別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。

（削除情報等及び加工方法等情報へのアクセス制御）[[147]](#footnote-147)

**第50条**　削除情報等及び加工方法等情報へのアクセス制御は以下のとおりとする。

① 削除情報等及び加工方法等情報を取り扱うことができる情報システムを限定する。

② 削除情報等及び加工方法等情報と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

③ ユーザーＩＤに付与するアクセス権により、削除情報等及び加工方法等情報を取り扱う情報システムを使用できる者を削除情報等・加工方法等情報取扱担当者に限定する。

（削除情報等・加工方法等情報へのアクセス者の識別と認証）[[148]](#footnote-148)

**第51条**　削除情報等及び加工方法等情報を取り扱う情報システムは、ユーザーＩＤ、パスワード、磁気・ＩＣカード等の識別方法により、削除情報等・加工方法等情報取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

（外部からの不正アクセス等の防止）[[149]](#footnote-149)

**第52条**　当社は、削除情報等・加工方法等情報に関して、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。

② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。

③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。

④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。

⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

（情報システムの使用に伴う削除情報等及び加工方法等情報の漏えい等の防止）[[150]](#footnote-150)

**第53条**　当社は、情報システムの使用に伴う削除情報等及び加工方法等情報の漏えい等を防止するために以下の措置を講じ、適切に運用するものとする。

①　情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む。）。

②　削除情報等及び加工方法等情報を含む通信の経路又は内容を暗号化する。

③　移送する削除情報等及び加工方法等情報について、パスワード等による保護を行う。

**第２節　仮名加工情報及び匿名加工情報の安全管理措置**

（仮名加工情報及び匿名加工情報の安全管理措置）[[151]](#footnote-151) [[152]](#footnote-152)

**第54条**当社は、本規程第２章における個人データの安全管理措置の対応を参考にしつつ、仮名加工情報及び匿名加工情報の性質を考慮して安全管理措置を講ずるものとする。なお、個人情報である仮名加工情報については、第２章に基づき安全管理措置を講ずるものとする。

２　作成した仮名加工情報及び匿名加工情報については、仮名加工情報及び匿名加工情報を取り扱う者にとってその情報が仮名加工情報及び匿名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくものとする。

**第３節　仮名加工情報に関する義務**

（仮名加工情報の適正な加工）[[153]](#footnote-153)

**第55条**　当社は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして以下の各号で定める基準に従い、当該個人情報を加工するものとする。

一　個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。想定される加工の事例は以下のとおりである。[[154]](#footnote-154)

|  |
| --- |
| 【想定される加工の事例】事例1）会員ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合に次の措置を講ずる。1）氏名を削除する。事例2）氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。1）氏名を削除する。2）住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。3）生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。 |

二　個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。[[155]](#footnote-155)

三　個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。[[156]](#footnote-156)

|  |
| --- |
| 【想定される加工の事例】事例1）クレジットカード番号を削除する。事例2）送金や決済機能のあるウェブサービスのログインID・パスワードを削除する。 |

（識別行為の禁止）[[157]](#footnote-157)

**第56条**　当社は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

|  |
| --- |
| 【識別行為に当たらない取扱いの事例】事例 1）複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。事例 2）仮名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、金融商品等の取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。【識別行為に当たる取扱いの事例】事例 1）保有する個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。事例 2）仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること |

（本人への連絡等の禁止）[[158]](#footnote-158)

**第57条**　当社は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは次項に定める「電磁的方法」を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

２　前項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（いわゆるショートメールを送信する方法）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

|  |
| --- |
| 【受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法に該当する事例】事例 1）いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法事例 2）CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法 |

（個人情報である仮名加工情報の利用目的による制限）[[159]](#footnote-159)

**第58条**　当社は、第24条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第22条第1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱ってはならない。

２　個人情報である仮名加工情報については、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も認められる[[160]](#footnote-160)。

３　本条は、個人情報ではない仮名加工情報には適用されない。

（不適正な利用の禁止）[[161]](#footnote-161)

**第59条**　当社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報である仮名加工情報を利用してはならない。

２　本条は、個人データではない仮名加工情報には適用されない。

（適正取得）[[162]](#footnote-162)

**第60条**　当社は、偽りその他不正の手段により個人情報である仮名加工情報を取得してはならない。

２　本条は、個人データではない仮名加工情報には適用されない。

（個人情報である仮名加工情報の利用目的の公表）[[163]](#footnote-163)

**第61条**　当社は、個人情報である仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。なお、当社が保有する個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合には、当該仮名加工情報が個人情報に当たる場合でも、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」には該当しない。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の仮名加工情報である個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の仮名加工情報である個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について公表しなければならない。

４　前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

５　本条は、個人情報ではない仮名加工情報には適用されない。

（利用する必要がなくなった場合の消去）[[164]](#footnote-164)

**第62条**　当社は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第28条の規定は、適用しない。

２　本条は、個人データではない仮名加工情報には適用されない。

（漏えい等の報告等の適用除外）[[165]](#footnote-165)

**第63条**　仮名加工情報である個人データについては、仮名加工情報である個人データについて漏えい等が発生した場合でも、第９条に基づく、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知は不要である。

２　本条は、個人データではない仮名加工情報には適用されない。

（第三者提供の禁止等）[[166]](#footnote-166)

**第64条**　当社は、法令に基づく場合を除くほか、第29条及び第30条の規定にかかわらず、仮名加工情報（個人データであるもの及び個人情報に該当しないもののいずれも含む。以下本条において同じ）を第三者に提供してはならない。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該仮名加工情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用について、第三者に該当しないものとする。

一　利用目的の達成に必要な範囲内において、仮名加工情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該仮名加工情報が提供される場合

二　合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る仮名加工情報が提供される場合

三　特定の者との間で共同して利用される仮名加工情報を当該特定の者に提供する場合であって、次の①から⑤までの情報を、提供に当たりあらかじめ公表しているとき

①共同利用する旨

|  |
| --- |
| 仮名加工情報を共同利用する旨を公表する必要がある。 |

②共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目

|  |
| --- |
| 事例）「氏名・性別・年齢・サービス利用履歴」のうち、氏名を削除し、「性別・年齢・サービス利用履歴」に関する仮名加工情報を作成して共同利用する場合の公表項目は、「性別」、「年齢」、「サービス利用履歴」である。 |

③共同して利用する者の範囲

|  |
| --- |
| 共同して利用する仮名加工情報について、その利用目的を全て、公表しなければならない。なお、利用目的が仮名加工情報の項目によって異なる場合には、当該仮名加工情報である個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。 |

④利用する者の利用目的

|  |
| --- |
| 共同して利用する仮名加工情報について、その利用目的を全て、公表しなければならない。なお、利用目的が仮名加工情報の項目によって異なる場合には、当該仮名加工情報の項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。 |

⑤当該仮名加工情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

|  |
| --- |
| 「仮名加工情報の管理について責任を有する者」とは、苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、安全管理等仮名加工情報の管理について責任を有する者をいう。なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。 |

３　前項第３号の仮名加工情報の共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、次の（ア）から（カ）までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

（ア）共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）

（イ）各共同利用者における仮名加工情報の取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

（ウ）共同利用する仮名加工情報の取扱いに関する事項

・仮名加工情報である個人データの漏えい等防止に関する事項

・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

（エ）共同利用する仮名加工情報の取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

（オ）共同利用する仮名加工情報に関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

（カ）共同利用を終了する際の手続

（個人情報でない仮名加工情報の第三者提供の禁止等）[[167]](#footnote-167)

**第65条**　当社は、第29条第1項及び第2項並びに第30条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。

**第４節　匿名加工情報に関する義務**

（匿名加工情報への加工方法）[[168]](#footnote-168)

**第66条**当社が個人情報データベース等に含まれる個人情報を匿名加工情報に加工する方法の手法例は以下に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 手法名 | 解説 |
| 項目削除／レコード削除／セル削除 | 加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の記述等を削除するもの。例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。 |
| 一般化（グルーピング） | 加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。例えば、『購買履歴のデータで「きゅうり」を「野菜」に置き換えること』や『生年月日を年代に置き換えること』 |
| トップ（ボトム）コーディング | 加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること |
| レコード一部抽出 | 加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の一部のレコードを(確率的に)抽出すること。いわゆるサンプリングも含まれる。 |
| 項目一部抽出 | 加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の項目の一部を抽出すること。例えば、購買履歴に該当する項目の一部を抽出すること。 |
| ミクロアグリゲーション | 加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。 |
| 丸め（ラウンディング） | 加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、四捨五入等して得られた数値に置き換えることとするもの。 |
| データ交換（スワップ） | 加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。 |
| ノイズ（誤差）の付加 | 一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。 |
| 疑似データ生成 | 人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報データベース等に含ませることとするもの。 |

（匿名加工情報の適正な加工）[[169]](#footnote-169)

**第67条**　当社は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして以下の各号で定める基準に従い、当該個人情報を加工するものとする。

一　個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。想定される加工の事例は以下のとおりである。[[170]](#footnote-170)

|  |
| --- |
| 【想定される加工の事例】事例1）氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。1）氏名を削除する。2）住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。3）生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。事例2）会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。1）会員ID、氏名、電話番号を削除する。2）住所を削除する。又は、○○県△△市に置き換える。 |

二　個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。[[171]](#footnote-171)

三　個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。想定される加工の事例は以下のとおりである。[[172]](#footnote-172)

|  |
| --- |
| 【想定される加工の事例】事例1）サービス会員の情報について、氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用IDを付すことにより連結している場合、その管理用IDを削除する。事例2）委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDを仮ID（※）に置き換える。（※）仮IDを付す際の注意点については、第１号（特定の個人を識別することができる記述等の削除）を参照のこと。 |

四　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。想定される加工の事例は以下のとおりである。[[173]](#footnote-173)

|  |
| --- |
| 【想定される加工の事例】事例1）症例数の極めて少ない病歴を削除する。事例2）年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。 |

五　個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。想定される加工の事例は以下のとおりである。[[174]](#footnote-174)

|  |
| --- |
| 【想定される加工の事例】事例1）移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報（経度・緯度情報）が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。（項目削除／レコード削除／セル削除）事例2）ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店での購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報（品番・色）を一般的な商品カテゴリーに置き換える。（一般化）事例3）小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170㎝という他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150㎝以上」という情報に置き換える。（トップコーディング） |

２　各「個人情報の項目」に関する「想定されるリスク」及び「望ましい加工例」は以下のとおりとする[[175]](#footnote-175)。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **想定されるリスク** | **望ましい加工例** |
| **①個人属性情報** |
| 氏名 | それ自体個人を特定できる。 | 全部削除（項目削除） |
| 生年月日 | 住所（郵便番号）、性別との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある。 | ・原則として、年か日の何れかを削除する。必要に応じて生年月、年齢、年代等に置き換える。（丸め）・超高齢であることが分かる生年月日や年齢を削除する。（セル削除/トップコーディング） |
| 性別 | 住所（郵便番号）、生年月日との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある。 | 他の情報との組合せによって必要がある場合は削除する。（項目削除） |
| 住所 | ・生年月日、性別との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある。・本人にアクセスすることができる。 | ・原則として、町名、番地、マンション名等の詳細を削除する。（丸め）・レコード総数等に応じて、県単位や市町村単位へ置き換える。（丸め） |
| 郵便番号 | 生年月日、性別等との組合せにより個人の特定に結びつく可能性がある。 | 下四桁を削除する。（丸め） |
| マイナンバー | それ自体で個人情報とされている。（個人識別符号） | 全部削除する。（項目削除） |
| パスポート番号 | それ自体で個人情報とされている。（個人識別符号） | 全部削除する。（項目削除） |
| 顔認証データ | それ自体で個人情報とされている。（個人識別符号） | 全部削除する。（項目削除） |
| 固定電話番号 | ・多くの事業者が収集しており、異なるデータセット間で個人を特定するための識別子として機能し得る。・本人にアクセスすることができる。 | 原則として、加入者番号（下 4桁）を削除。（丸め） |
| 携帯電話番号 | ・多くの事業者が収集しており、異なるデータセット間で個人を特定するための識別子として機能し得る。・本人にアクセスすることができる。 | 全部削除する。（項目削除） |
| クレジットカード番号 | ・多くの事業者が収集しており、異なるデータセット間で個人を特定するための識別子として機能し得る。・本人に直接被害を与え得る。 | 全部削除する。（項目削除） |
| サービス ID、アカウント ID | 多くの事業者で共用される ID の場合は、個人を特定するための識別子として機能する。 | 全部削除する。（項目削除） |
| 電子メールアドレス | ・多くの事業者が収集しており、異なるデータセット間で個人を特定するための識別子として機能し得る。・本人にアクセスすることができる。 | 全部削除する。（項目削除） |
| 端末ID | 多くの事業者で共用される端末ID の場合は、個人を特定するための識別子として機能する。 | 全部削除する。（項目削除） |
| 職業 | ・住所や年収等との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある | ・勤務先名を職種等のカテゴリーに置き換える。（一般化） |
| 年収 | ・職業や住所等との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある。・超高年収の場合、それ自体から個人を特定できる可能性がある。 | ・具体的な年収を収入区分へ置き換える。（丸め）・超高収入の値を削除する。（セル削除/トップコーディング） |
| 家族構成 | ・住所等との組合せにより、個人の特定につながる可能性が高くなる。 | ・具体的な家族人数を人数区分へ置き換える。（丸め）・詳細な家族構成を世帯構成区分（単身、親子、三世帯等）へ置き換える。（丸め） |
| **②履歴情報** |
| 購買履歴 | ・購入店舗や購買時刻に関する情報と他のデータセットに含まれる位置情報等との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある。・特異な物品の購買実績と居住エリア等との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある。 | ・購入店舗や購買時刻の詳細な情報を削除する。（丸め）・特異な購買情報（超高額な利用金額や超高頻度の利用回数等）を削除する。（セル削除/トップコーディング） |
| 乗降履歴 | ・乗降実績の極めて少ない駅や時間帯の履歴から、個人の特定につながる可能性がある。・定期区間としての利用が極めて少ない駅の情報から、個人の特定につながる可能性がある。 | ・利用が極めて少ない駅や時間帯の情報を削除する。時刻情報を時間帯に置き換える。（セル削除/丸め）・定期区間に極めて少ない利用駅が含まれるものを削除（セル削除） |
| 位置情報（移動履歴） | ・夜間や昼間の滞在地点から自宅や勤務先等を推定できる可能性あり。・詳細な位置情報と時刻情報の組合せが異なるデータセット間で識別子として機能し得る。・所定エリア内の位置情報が極めて少ない場合に、個人の特定に結びつく可能性がある。 | ・自宅や勤務地点等の推定につながる始点・終点を削除する。（丸め）・位置情報若しくは時刻情報の詳細部分を削除する。（丸め）・位置情報が少ないエリアの値にノイズを加える。（ノイズ付加）・所定数以上の位置情報になるようエリアを区切る。（丸め） |
| 電力利用履歴 | ・特異な電力使用量と他の情報との組合せにより、個人の特定につながる可能性がある。・生活スタイルや家族構成を推定できる可能性がある。 | ・極めて大きい電力使用量の情報を削除する。（セル削除/トップコーディング） |

（匿名加工情報の作成時の公表）[[176]](#footnote-176)

**第68条**　当社は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、当社のインターネット上のホームページにおいて、当該匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を別に定める「匿名加工情報等保護指針」において公表するものとする。

|  |
| --- |
| 【個人に関する情報の項目の事例】事例）「氏名・性別・生年月日・購買履歴」のうち、氏名を削除した上で、生年月日の一般化、購買履歴から特異値等を削除する等加工して、「性別・生年・購買履歴」に関する匿名加工情報として作成した場合の公表項目は、「性別」、「生年」、「購買履歴」である。 |

２　前項において、「個人に関する情報の項目」が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復・継続的に作成する場合には、最初の匿名加工情報を作成して個人に関する項目を公表する際に、作成期間又は継続的な作成を予定している旨を明記するなど継続的に作成されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後に作成される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものとする。[[177]](#footnote-177)

３　当社の委託先の事業者が当社から個人データの提供を受けて匿名加工情報を作成する場合など委託により匿名加工情報を作成する場合は、当社において当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。[[178]](#footnote-178)

（識別行為の禁止）[[179]](#footnote-179)

**第69条**　当社は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。なお、以下の取り扱いは識別行為に該当しない。

|  |
| --- |
| 【識別行為に当たらない取扱いの事例】事例1）複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。事例2）匿名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、金融商品等の取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。【識別行為に当たる取扱いの事例】事例1）保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。事例2）自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。 |

２　当社は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を取り扱うに当たってモ、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しない。[[180]](#footnote-180)

（匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示義務）[[181]](#footnote-181)

**第70条**　当社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、当社のホームページにおいて、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について別に定める「匿名加工情報等保護指針」において公表するとともに、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

|  |
| --- |
| 【公表項目の事例】（1）第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目事例）「氏名・性別・生年月日・購買履歴」のうち、氏名を削除した上で、生年月日の一般化、購買履歴から特異値等を削除する等加工して、「性別・生年・購買履歴」に関する匿名加工情報として作成して第三者提供する場合の公表項目は、「性別」、「生年」、「購買履歴」である。（2）匿名加工情報の提供の方法事例1）ハードコピーを郵送事例2）第三者が匿名加工情報を利用できるようサーバにアップロード |

２　前項において、「個人に関する情報の項目」及び「加工方法」が同じである匿名加工情報を反復・継続的に第三者へ同じ方法により提供する場合には、最初に匿名加工情報を第三者提供するときに個人に関する項目を公表する際に、提供期間又は継続的な提供を予定している旨を明記するなど継続的に提供されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後に第三者に提供される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものとみなす。

３　当社は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を第三者に提供するときは、前各項の規定に従い、あらかじめ公表をするとともに、当該第三者に明示しなければならない。[[182]](#footnote-182)

**第５章　匿名加工情報等の苦情処理**

（仮名加工情報・匿名加工情報保護窓口の設置等）

**第71条**　仮名加工情報及び匿名加工情報の苦情や相談に対応する窓口として、仮名加工情報・匿名加工情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を【総務部】に置き、当社における匿名加工情報等の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

２　相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

①住所

〒〇〇〇－〇〇〇〇　　〇県〇市〇－〇－〇

株式会社〇〇　総務部　仮名加工情報・匿名加工情報保護相談窓口

②電話番号　〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

③受付時間　月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）

9時30分～12時、13時～16時30分

（苦情処理）

**第72条**　当社は、当社における仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 [[183]](#footnote-183)

２　苦情処理に関する当社の態勢整備は、第10条に定めるところに従う。

**第６章**　雑則

（規程の細目及び運用）

**第73条**　この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

令和〇年〇月〇日制定

1. 法２条１項（個人情報の定義）。同項２号は個人識別符号。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 法２条１項１号（個人識別符号以外の個人情報） [↑](#footnote-ref-2)
3. 法２条１項２号（個人識別符号） [↑](#footnote-ref-3)
4. 法２条２項（個人識別符号の定義）。令１条、規則３条、４条、GL（通則編）2-2において具体的に規定されているが詳細にわたるため、規程本体に定義することは適当ではないと考え、「法（令及び規則を含む）において定めるものをいう。」としている。令和３年改正で条文番号（法２条１項２号）は変わらないものの、他の規定も条文番号を記載しないことから個別の条文番号は記載していない。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 法２条２項１号（身体的符号に関する符号の定義） [↑](#footnote-ref-5)
6. 法２条２項２号（個人に割り当てられる符号の定義） [↑](#footnote-ref-6)
7. 「要配慮個人情報」は法２条３項、令２条各号、規則５条各号において定められるが、詳細にわたるため、規程本体において定義するのは適当ではないと考え、「法（法が委任する令及び規則を含む。）」としている。令和３年改正で条文番号（法２条１項２号）は変わらないものの、他の規定も条文番号を記載しないことから個別の条文番号は記載していない。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 法16条３項、令３条２項（個人情報データベース等の定義）。①から③までのいずれにも該当するものは、「個人情報データベース等」から除外される（令３条１項）。市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等が該当する（GL（通則編）2-4 [↑](#footnote-ref-8)
9. 16条２項 [↑](#footnote-ref-9)
10. 令和３年改正法により、「独立行政法人等」の定義が「独立行政法人 [↑](#footnote-ref-10)
11. 16条３項（個人データの定義）。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 16条４項（保有個人データの定義）、令４条（保有個人データから除外されるもの）。令和２年改正により６カ月以内に消去される個人データが保有個人データに該当しないという例外がなくなった。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 法31条１項 [↑](#footnote-ref-13)
14. 法31条１項 [↑](#footnote-ref-14)
15. 法31条１項 [↑](#footnote-ref-15)
16. 法２条４項 [↑](#footnote-ref-16)
17. 法16条５項 [↑](#footnote-ref-17)
18. 法16条５項 [↑](#footnote-ref-18)
19. 法２条６項 [↑](#footnote-ref-19)
20. 規則35条１号 [↑](#footnote-ref-20)
21. 法16条６項 [↑](#footnote-ref-21)
22. 法16条６項 [↑](#footnote-ref-22)
23. 法２条８項 [↑](#footnote-ref-23)
24. GL（通則編）3-４-3（従業者の監督） [↑](#footnote-ref-24)
25. GL（通則編）10-5(1)（物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理） [↑](#footnote-ref-25)
26. GL（通則編）10-5(1)（物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理） [↑](#footnote-ref-26)
27. 法23条（安全管理措置）、法24条（従業者の監督）。法25条（委託先の監督）は、第５章・第40条（委託先の安全管理措置）において規定。 [↑](#footnote-ref-27)
28. GL（通則編）10-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化） [↑](#footnote-ref-28)
29. GL（通則編）10-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化） [↑](#footnote-ref-29)
30. GL（通則編）10-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化） [↑](#footnote-ref-30)
31. GL（通則編）10-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化） [↑](#footnote-ref-31)
32. GL（通則編）10-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」「個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化」 [↑](#footnote-ref-32)
33. GL（通則編）10-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」「個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化」 [↑](#footnote-ref-33)
34. GL（通則編）103(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」「法や個人情報取扱事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制」及び「個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制」 [↑](#footnote-ref-34)
35. GL（通則編）10-3(2)（組織的安全管理措置・個人データの取扱いに係る規律に従った運用）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-35)
36. GL（通則編）10-3(3)（組織的安全管理措置・個人データの取扱状況を確認する手段の整備）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-36)
37. ）法26条（漏えい等の報告等）、GL（通則編）10-3(4)（組織的安全管理措置・漏えい等の事案に対応する体制の整備）の「手法の例示」。なお、漏えい等事案が発生した場合については、GL（通則編）4（漏えい等の事案が発生した場合等の対応）において、『漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める。』とされている。 [↑](#footnote-ref-37)
38. 法26条（漏えい等の報告等）。令和２年改正法により、漏えい等報告が義務となった。 [↑](#footnote-ref-38)
39. GL（通則編）10-3(5)（組織的安全管理措置・取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-39)
40. GL（通則編）10-3(5)（組織的安全管理措置・取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-40)
41. GL（通則編）10-4（人的安全管理措置）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-41)
42. GL（通則編）10-5(1)（物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-42)
43. GL（通則編）10-5(1)（物理的安全管理措置・機器及び電子媒体等の盗難等の防止）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-43)
44. GL（通則編）10-5(3)（物理的安全管理措置・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-44)
45. GL（通則編）10-5(4)（物理的安全管理措置・個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-45)
46. GL（通則編）10-6(1)（技術的安全管理措置・アクセス制御）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-46)
47. GL（通則編）10-6(2)（技術的安全管理措置・アクセス者の識別と認証）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-47)
48. GL（通則編）10-6(3)（技術的安全管理措置・外部からの不正アクセス等の防止）の「手法の例示」。③の「導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法」がガイドラインに記載はないが、番号法ガイドラインには手法の１つとして記載されているので規定した。 [↑](#footnote-ref-48)
49. GL（通則編）10-6(4)（技術的安全管理措置・情報システムの使用に伴う漏えい等の防止）の「手法の例示」 [↑](#footnote-ref-49)
50. GL（通則編）10-7 [↑](#footnote-ref-50)
51. 法17条 [↑](#footnote-ref-51)
52. 法17条２項 [↑](#footnote-ref-52)
53. 法18条 [↑](#footnote-ref-53)
54. 法21条 [↑](#footnote-ref-54)
55. 法18条２項５号・６号 [↑](#footnote-ref-55)
56. 法19条 [↑](#footnote-ref-56)
57. 法20条 [↑](#footnote-ref-57)
58. 法20条２項（要配慮個人情報の取得） [↑](#footnote-ref-58)
59. 法20条２項５号・６号 [↑](#footnote-ref-59)
60. 法20条２項７号 [↑](#footnote-ref-60)
61. 法22条 [↑](#footnote-ref-61)
62. 法27条 [↑](#footnote-ref-62)
63. 法27条１項 [↑](#footnote-ref-63)
64. 法27条１項５号乃至７号 [↑](#footnote-ref-64)
65. 法27条２項 [↑](#footnote-ref-65)
66. 法27条２項 [↑](#footnote-ref-66)
67. 法27条２項８号、規則９条４項１号 [↑](#footnote-ref-67)
68. 法27条２項８号、規則９条４項２号 [↑](#footnote-ref-68)
69. 法27条３項 [↑](#footnote-ref-69)
70. 法27条４項 [↑](#footnote-ref-70)
71. 法27条５項 [↑](#footnote-ref-71)
72. 法27条６項。令和２年改正法により、「個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名」に変更がある場合は遅滞なく、「利用目的」又は「責任を有する者を変更しようとするとき」はあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならなくなった。 [↑](#footnote-ref-72)
73. 法28条 [↑](#footnote-ref-73)
74. 法28条２項、規則11条の３第２項。令和２年改正法により、外国にある第三者に提供する旨の本人の同意を取得する場合には、事前に情報提供をしなければならなくなった。 [↑](#footnote-ref-74)
75. 規則11条１項に基づき個人情報保護委員会が指定することになっているが、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第１号）においては、「EU加盟国」及び「英国」が、個人情報保護委員会が定める外国とされている。令和２年改正法による改正はなし。 [↑](#footnote-ref-75)
76. GL（外国第三者編）3-1、3-2 [↑](#footnote-ref-76)
77. 法28条 [↑](#footnote-ref-77)
78. 規則12条１項 [↑](#footnote-ref-78)
79. 規則12条２項本文 [↑](#footnote-ref-79)
80. 規則12条２項ただし書 [↑](#footnote-ref-80)
81. 規則12条３項 [↑](#footnote-ref-81)
82. 規則13条１項１号、GL（確認記録義務編）4-2-1-1 [↑](#footnote-ref-82)
83. 規則13条１項２号、 GL（確認記録義務編）4-2-1-2 [↑](#footnote-ref-83)
84. 規則13条２項 [↑](#footnote-ref-84)
85. 法25条２項、規則14条 [↑](#footnote-ref-85)
86. 法26条 [↑](#footnote-ref-86)
87. 法26条１項 [↑](#footnote-ref-87)
88. 法26条１項１号、規則15条１項、GL（確認記録義務編）3-1-1 [↑](#footnote-ref-88)
89. 規則15条３項 [↑](#footnote-ref-89)
90. 規則17条１項１号 [↑](#footnote-ref-90)
91. 規則17条１項２号 [↑](#footnote-ref-91)
92. 規則17条１項３号 [↑](#footnote-ref-92)
93. 規則17条２項、GL（確認記録義務編）4-2-3 [↑](#footnote-ref-93)
94. 規則16条２項本文、GL（確認記録義務編）4-1-2-1 [↑](#footnote-ref-94)
95. 規則16条２項ただし書、GL（確認記録義務編）4-1-2-2 [↑](#footnote-ref-95)
96. 規則16条３項、GL（確認記録義務編）4-1-2-3 [↑](#footnote-ref-96)
97. 法26条４項、規則14条 [↑](#footnote-ref-97)
98. 法31条 [↑](#footnote-ref-98)
99. 法31条１項 [↑](#footnote-ref-99)
100. 法20条、通則編ガイドライン3-7-6-3 [↑](#footnote-ref-100)
101. 通則編ガイドライン3-7-3-3 [↑](#footnote-ref-101)
102. 法31条３項の準用する法30条２項 [↑](#footnote-ref-102)
103. 法30条１項、規則15条、通則編ガイドライン3-7-6-1 [↑](#footnote-ref-103)
104. 規則15条３項、通則編ガイドライン3-7-6-2 [↑](#footnote-ref-104)
105. 法30条３項関係、通則編ガイドライン3-7-7 [↑](#footnote-ref-105)
106. 規則16条１項、通則編ガイドライン3-7-7-1 [↑](#footnote-ref-106)
107. 通則編ガイドライン3-7-7-2 [↑](#footnote-ref-107)
108. 規則16条２項、通則編ガイドライン3-7-7-2-1 [↑](#footnote-ref-108)
109. 規則16条２項、通則編ガイドライン3-7-7-2-2 [↑](#footnote-ref-109)
110. 規則16条３項、通則編ガイドライン3-7-7-2-3 [↑](#footnote-ref-110)
111. 規則17条関係、通則編ガイドライン3-7-7-3 [↑](#footnote-ref-111)
112. 規則17条２項 [↑](#footnote-ref-112)
113. 法30条４項、規則18条、通則編ガイドライン3-7-7-4 [↑](#footnote-ref-113)
114. 法32条・令８条（（保有個人データに関する事項の公表等）） [↑](#footnote-ref-114)
115. 法21条４項１号から３号 [↑](#footnote-ref-115)
116. 法33条１項４号、令８条１号 [↑](#footnote-ref-116)
117. 認定個人情報保護団体に加盟していない場合は不要。 [↑](#footnote-ref-117)
118. 法33条（開示） [↑](#footnote-ref-118)
119. 法33条１項、規則18条の６（令和２年改正法） [↑](#footnote-ref-119)
120. 法33条３項（令和２年改正法） [↑](#footnote-ref-120)
121. 法33条５項、令９条（令和２年改正法） [↑](#footnote-ref-121)
122. 法34条（訂正等） [↑](#footnote-ref-122)
123. 法36条（理由の説明） [↑](#footnote-ref-123)
124. 法35条（利用停止等） [↑](#footnote-ref-124)
125. 法35条５項 [↑](#footnote-ref-125)
126. 法35条６項 [↑](#footnote-ref-126)
127. 法37条（開示等の請求等に応ずる手続） [↑](#footnote-ref-127)
128. 平成28年10月施行の犯罪による収益の移転の防止に関する法律で顔写真のない本人確認書類については２点の本人確認書類での確認が必要となったことを意識したもの。 [↑](#footnote-ref-128)
129. 法38条（手数料等）。手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない（同条２項）。 [↑](#footnote-ref-129)
130. 事務手数料については会社ごとの自主的な判断で変わり得る。 [↑](#footnote-ref-130)
131. 法34条において、個人情報取扱事業者に対する事前の請求をしてから２週間経過後に裁判上の訴えを提起することができることとされているので、余裕をもって１週間で回答することとした。 [↑](#footnote-ref-131)
132. 法34条において、個人情報取扱事業者に対する事前の請求をしてから２週間経過後に裁判上の訴えを提起することができることとされているので、決定の通知が２週間以内に到達することを努力義務として定めた。 [↑](#footnote-ref-132)
133. 法40条（個人情報取扱事業者による苦情の処理） [↑](#footnote-ref-133)
134. 法25条（委託先の監督） [↑](#footnote-ref-134)
135. GL（通則編）3-3-4 [↑](#footnote-ref-135)
136. GL（通則編）3-3-4(2) [↑](#footnote-ref-136)
137. GL（通則編）3-3-4(3)（委託先における個人データ取扱状況の把握）においては、再委託の条件のみが求められているが、番号法の事業者ガイドラインにおける委託先の監督を参考に要件を記載している。 [↑](#footnote-ref-137)
138. 法41条２項（削除情報等の安全管理措置）、法43条２項（加工方法等情報の安全管理措置） [↑](#footnote-ref-138)
139. 規則32条１号、規則35条１号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（①削除情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化）（削除情報等の安全管理措置を講ずるための組織体制の整備）、同GL3-2-3-1（別表３）（①加工方法等情報を取り扱う者の権限及び責任の明確化）（加工方法等情報の安全管理措置を講ずるための組織体制の整備） [↑](#footnote-ref-139)
140. 規則32条２号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（②削除情報等の取扱いに関する規程類の整備 及び当該規程類に従った削除情報等の適切な取扱い 並びに削除情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施）（従業者の教育）、規則35条２号、同GL3-2-3-1（別表３）（②加工方法等情報の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った加工方法等情報の適切な取扱い並びに加工方法等情報の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施）（従業員の教育） [↑](#footnote-ref-140)
141. 規則32条２号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（削除情報等の取扱いに関する規程類の整備 及び当該規程類に従った削除情報等の適切な取扱い 並びに削除情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施）（加工方法等情報の取扱状況を確認する手段の整備）、規則35条２号、同GL3-2-3-1（別表３）（加工方法等情報の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った加工方法等情報の適切な取扱い並びに加工方法等情報の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施）（加工方法等情報の取扱状況を確認する手段の整備） [↑](#footnote-ref-141)
142. 規則32条２号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（削除情報等の取扱いに関する規程類の整備 及び当該規程類に従った削除情報等の適切な取扱い 並びに削除情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施）（削除情報等の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善）、規則35条２号、GL3-2-3-1（別表２）（加工方法等情報の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った加工方法等情報の適切な取扱い並びに加工方法等情報の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施）（加工方法等情報の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善） [↑](#footnote-ref-142)
143. 規則32条２号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（削除情報等の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善）、規則35条２号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（加工方法等情報を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止） [↑](#footnote-ref-143)
144. 規則32条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（機器、電子媒体等の盗難等の防止）、規則35条３号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（機器、電子媒体等の盗難等の防止） [↑](#footnote-ref-144)
145. 規則32条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えいの防止）、規則35条３号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えいの防止） [↑](#footnote-ref-145)
146. 規則32条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（削除情報等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄）、規則35条３号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（加工方法等情報の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄） [↑](#footnote-ref-146)
147. 規則32条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（削除情報等へのアクセス制御）、規則35条３号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（加工方法等情報へのアクセス制御） [↑](#footnote-ref-147)
148. 規則32条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（削除情報等へのアクセス者の識別と認証）、規則35条３号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（加工方法等情報へのアクセス者の識別と認証） [↑](#footnote-ref-148)
149. 規則32条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（外部からの不正アクセス等の防止）、規則35条３号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（外部からの不正アクセス等の防止） [↑](#footnote-ref-149)
150. 規則32条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-2（別表１）（③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（情報システムの使用に伴う削除情報等の漏えいの防止）、規則35条３号、同GL3-2-3-1（別表３）（③加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施）（情報システムの使用に伴う削除情報等の漏えいの防止） [↑](#footnote-ref-150)
151. 仮名加工情報である個人データについては、個人データの安全管理措置（法23条）、従業者の監督（法24条）、委託先の監督（法25条）が適用される（法41条９項の反対解釈。GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3-7）。個人情報でない仮名加工情報については、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督の義務を負う（法42条３項、法23条乃至法25条）。通則編ガイドライン「3-4-2（安全管理措置）」を参照（GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-4-2）。 [↑](#footnote-ref-151)
152. 匿名加工情報の安全管理措置は努力義務であり（法46条）、GL（匿名加工情報編）3-2-3-2において、「（匿名加工情報の）安全管理等の措置については、個人情報と同様の取扱いを求めるものではないが、例えば、法第23条から第25条までに定める個人データの安全管理、従業者の監督及び委託先の監督並びに法第40条に定める個人情報の取扱いに関する苦情の処理で求められる措置の例（※）を参考にすることも考えられる。具体的には、事業の性質、匿名加工情報の取扱状況、取り扱う匿名加工情報の性質、量等に応じて、合理的かつ適切な措置を講ずることが望ましい」とされている。 [↑](#footnote-ref-152)
153. 法41条、規則31条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-2-1 [↑](#footnote-ref-153)
154. 法41条１項、規則31条１号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-1-1 [↑](#footnote-ref-154)
155. 法41条１項、規則31条２号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-1-2 [↑](#footnote-ref-155)
156. 法41条１項、規則31条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-2-1-3 [↑](#footnote-ref-156)
157. 個人情報である仮名加工情報については、法41条７項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3-4。個人情報ではない仮名加工情報については、法42条３項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-4-2(5) [↑](#footnote-ref-157)
158. 個人情報である仮名加工情報については、法41条７項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3-5。個人情報ではない仮名加工情報については、法42条３項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-4-2(6) [↑](#footnote-ref-158)
159. 法41条３項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-1-1 [↑](#footnote-ref-159)
160. 法41条９項、法17条２項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-6(1) [↑](#footnote-ref-160)
161. 法41条９項の反対解釈、法19条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-7(1) [↑](#footnote-ref-161)
162. 法41条９項の反対解釈、法20条１項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-7(2) [↑](#footnote-ref-162)
163. 法41条４項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-1-2 [↑](#footnote-ref-163)
164. 法41条５項、法22条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-2 [↑](#footnote-ref-164)
165. 法41条９項、法26条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-6(2) [↑](#footnote-ref-165)
166. 「仮名加工情報である個人データ」については、法41条６項、法27条、法28条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-3。「個人情報でない仮名加工情報」については、法42条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-4-1 [↑](#footnote-ref-166)
167. 法41条６項、法27条、法28条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）2-2-3-3 [↑](#footnote-ref-167)
168. GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）（別表２） [↑](#footnote-ref-168)
169. 法43条１項、規則34条、GL（匿名加工情報編）3-2-2 [↑](#footnote-ref-169)
170. 規則34条１号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3－2－2－1 [↑](#footnote-ref-170)
171. 規則34条２号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報）３－２－２－２ [↑](#footnote-ref-171)
172. 規則34条３号、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3－2－２－3 [↑](#footnote-ref-172)
173. 規則34条4号、GL（匿名加工情報編）3－2－2－4 [↑](#footnote-ref-173)
174. 規則34条5号、GL（匿名加工情報編）3－2－2－5 [↑](#footnote-ref-174)
175. 個人情報保護委員会「個人情報保護委員会事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報～信頼ある個人情報の利活用に向けて―制度編－」78～79頁参照 [↑](#footnote-ref-175)
176. 法43条３項、規則36条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-4 [↑](#footnote-ref-176)
177. GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-4 [↑](#footnote-ref-177)
178. GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-4 [↑](#footnote-ref-178)
179. 法43条５項、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-6 [↑](#footnote-ref-179)
180. 法45条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-6 [↑](#footnote-ref-180)
181. 法43条４項、規則37条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-5 [↑](#footnote-ref-181)
182. 法44条、規則38条、規則37条、GL（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2-5 [↑](#footnote-ref-182)
183. 個人情報である仮名加工情報の苦情の処理（法41条９項の反対解釈、法40条）、個人情報でない仮名加工情報の苦情の処理（法42条１項）、匿名加工情報の苦情の処理（法46条）。いずれも努力義務。 [↑](#footnote-ref-183)